

事業主 各位

そくりょう&デザイン企業年金基金

他制度掛金相当額の周知について

平素より当基金の事業運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月より確定拠出年金(DC)の拠出限度額が見直されることについて、令和4年3月9日付け「そく企基発第31号」文書にて、当基金の他制度掛金相当額および加入者の皆様への周知についてご案内しておりましたが、施行日が間近となりましたので、改めて個人型DC(iDeCo)への掛金額等の検討のため、周知いただきたく下記のとおりお知らせいたします。

お忙しいところお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

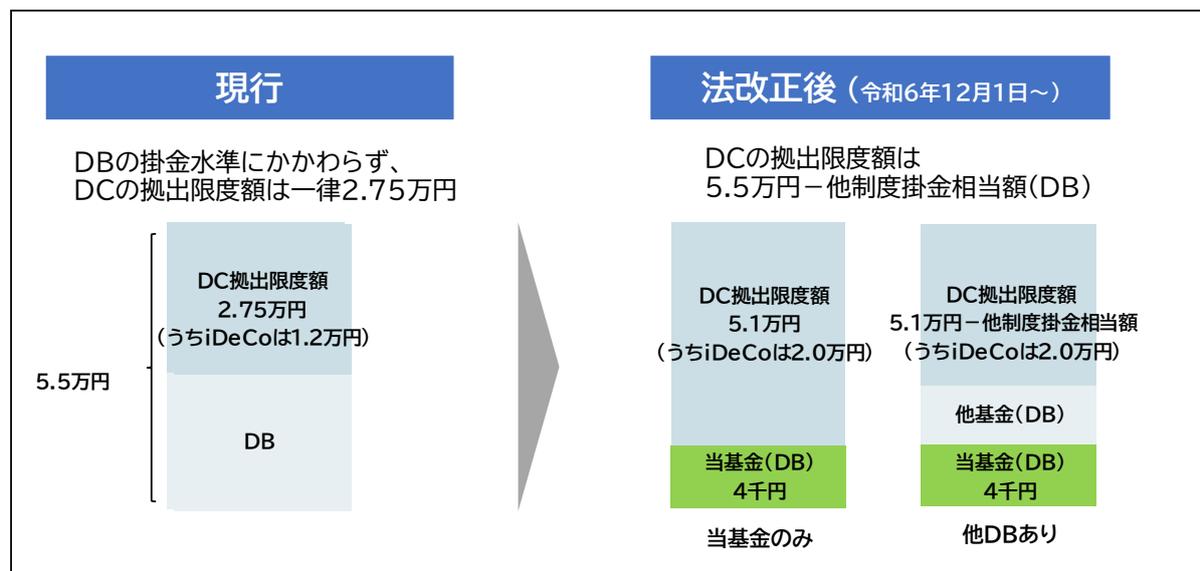
当基金の他制度掛金相当額（月額）
4,000円

※他制度掛金相当額とは、DC拠出限度額算定に使用される額で、事業主様の掛金負担にはなりません。

基金規約第70条の2：令和4年7月25日届出、令和6年12月1日施行

他制度掛金相当額は、基金の制度変更や財政再計算があった場合、変更になる可能性があります。

※基金だより2022年春号、2024年春号、2024年秋号(9月20日発行)をご参照ください。



【参考】厚生労働省ホームページ

確定給付企業年金制度の主な改正（令和6年12月1日施行）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00041.html

iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001252820.pdf>

以上